

議案第 45 号

伊賀市集会施設条例の一部改正について

伊賀市集会施設条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 28 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市集会施設条例の一部を改正する条例

伊賀市集会施設条例（平成 16 年伊賀市条例第 187 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 集会施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 阿保西部集会施設

位置 伊賀市阿保 650 番地 2

第 3 条中「集会施設は」を「集会施設の管理は」に、「管理する施設（以下「指定管理施設」という。）」を「行うもの」に改め、同条ただし書を削る。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用時間を変更することができる。

第 4 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 5 条第 1 項中「指定管理施設」を「集会施設」に改め、同条第 2 項を削る。

第 6 条中「指定管理者又は市長」を「指定管理者」に改める。

第 7 条中「施設」を「集会施設」に改める。

第 8 条第 1 項中「施設」を「集会施設」に改め、同条第 2 項中「指定管理施設」を「集会施設」に、「施設の」を「集会施設の」に改め、同条第 3 項を削る。

第 10 条中「施設」を「集会施設」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。